

IV 考 察

1 条坊と遺構の占地

本調査区は左京三条一坊七坪のほぼ中央部に位置するが、発掘調査で見つかった各遺構が七坪の区画に対してどのような位置にあたるのかを検討するために、はじめに七坪四周の条坊の復原を行い、つぎに道路・建物等との位置関係を検討したい (fig.33 参照)。

まず、南北方向の条坊であるが、七坪は東を東一坊坊間路、西を東一坊坊間西小路に面する。東一坊坊間路に関連する遺構は3ヶ所で見つかっている。①平城宮南面東門(壬生門、平城宮跡第122次調査)、②当該七坪位置における西側溝(奈良市1983年度調査)、③左京七条一坊十一坪位置における東側溝(奈良市1983年度調査)、である。②の西側溝と③の東側溝の調査地が2.5kmも離れているために、東一坊坊間路の幅員を遺構から直接に確認することはできないが、壬生門の中心が東一坊坊間路の中軸線上にあり、かつ、東一坊坊間路の国土方眼方位に対する振れが朱雀大路調査(奈良市、1974年)で確認した北で西に15分41秒であると仮定すると、②の位置では東西両側溝心々で21.3m、③の位置では21.9mとなる。両者の数値が近似することから、この推定が妥当性を持つものと考えて東一坊坊間路の位置を復原した。

東一坊坊間西小路に関連する遺構としては当該坪西側で同小路西側溝とおぼしき溝が見つかっているが、この溝は前述の東一坊坊間路の推定位置、および、朱雀大路推定位置から復原される同小路西側溝の位置に対して約6.3mも西に寄った位置にあり、西側溝と断定することができない。したがって、ここでは東一坊坊間路の推定位置と朱雀大路推定位置の midpoint に東一坊坊間西小路があるものと推定しておく。

つぎに東西方向の条坊であるが、七坪は南を三条条間路、北を三条条間北小路に面する。三条条間路の遺構は見つかっていないが、三条条間北小路の遺構は朱雀大路に面する左京三条一坊一・二坪間で見つかっている(奈良市1986年調査)。ここで確認された小路心を東へ延長し、三条条間北小路の位置を求め、三条条間路もこの小路の南450小尺の位置に平行すると仮定して復原した。条坊の振れは南北方向で採用した15分41秒を用いた。

このようにして復原した結果が fig.32 である。南北道路 SF5776、東西道路 SF5777 ともに七坪の中軸線近くにあるものの、それぞれわずかにずれる。南北道路は中軸線に対して西へ約7mの位置にあり、東西道路は中軸線に対して南へ、同じく約7mの位置にある。また、南北道路の幅員が3.6m(側溝心間距離、約10大尺)であるのに対して、東西道路はその倍、7.2m(約20大尺)となっている。このような規格性から見ても、両道路は同時に存在した一連のものと考えられる。南北道路の東側、東西道路の北側で側溝が途切れたような状況であるから、両道路は坪の中央付近で鍵の手に折れていたのであろう。これらのことは両道路の東側、および北側の区画をより広く確保しようとした結果と見るこ

ともできよう。A 期の正殿と考えられる SB5758と東西道路が位置をそろえることなども、両道路が坪を細分するものではなく、七坪内の一体的な地割りにもとづく施設であることを示しているのであろう。

七坪内における正殿推定建物の位置であるが、A 期の正殿 SB5758は前述のように道路の東側にあり、南北中軸線の東約18mに西妻、東西中軸線の南約4 mの北側柱筋がくる。一方、B 期の正殿 SB5753は西妻を南北中軸線に合わせ、南側柱筋は東西中軸線の北約2 mという坪の中軸線をもとに地割りしたとも言える配置をとっている。

tab. 2 関連条坊座標一覧表

点	条坊道路	種別	X 座標	Y 座標	備考
1	二条大路	条坊計画線	-146,019.36	-18,586.21	朱雀門心（第16次調査）から70大尺南の点
2	壬生門	門心	-145,994.10	-18,318.60	第122次調査実測図
3	東一坊坊間路	西側溝心	-146,260.10	-18,328.04	奈良市昭和58年度調査概報
4	〃	東側溝心	-148,447.50	-18,296.46	〃
5	三条条間北小路	北側溝心	-146,148.63	-18,541.00	奈良市昭和61年度調査概報
6	〃	南側溝心	-146,155.41	-18,541.00	〃
7	〃	小路心	-146,152.02	-18,541.00	〃

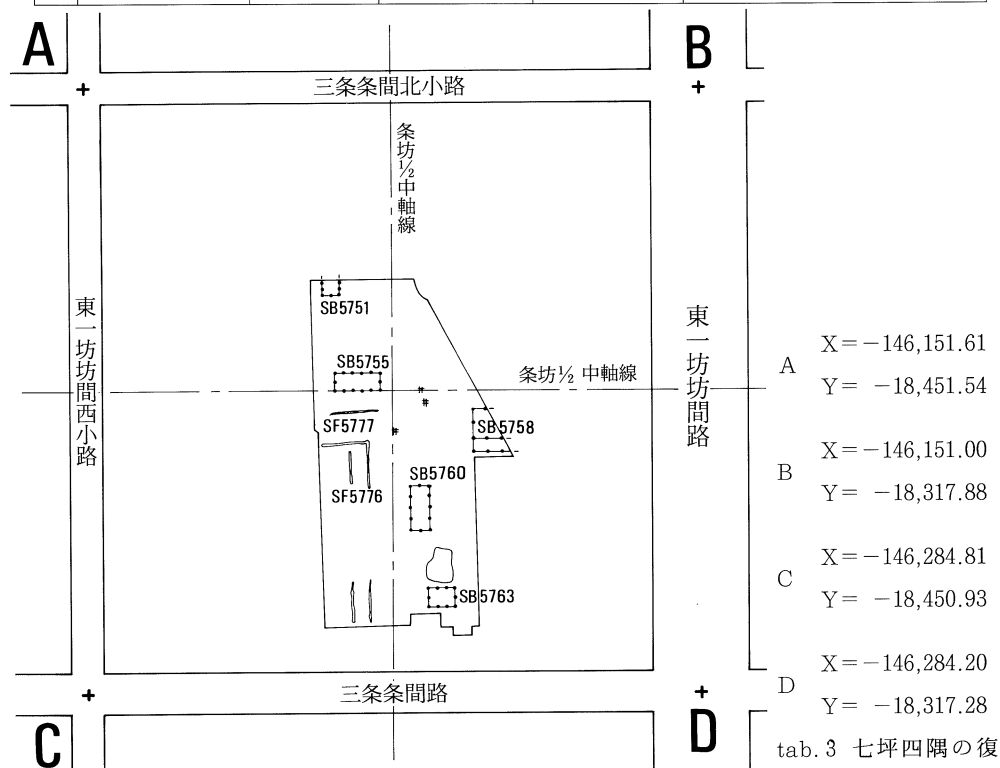
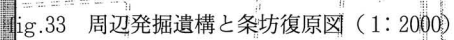


fig.32 七坪遺構配置図

原条坊座標値



2 遺構の変遷と性格

遺構の変遷

奈良時代前半の遺構としては、掘立柱建物 SB5759が確認されたのみだが、のこりの12棟の建築遺構や道路・溝などの主要な検出遺構は、いずれも奈良時代後半に建てられたものと推定される。これらの主要遺構は、重複関係・配置関係・出土遺物などから、以下に示すような A・B の2期にわたる変遷をとげたものと思われる。

A 期 奈良時代後半の前期。東西棟 SB5758を正殿とし、南北棟 SB5760を西の脇殿とする。この両殿の西北に散在する遺構では、SB5751・5755・5759、南側の遺構では SB5763がこの時期に属す附属舎である。建築以外では、道路 SF5776・5777がこの時期の敷地内道路と考えられる。また、井戸 SE5765・5766・5767は A 期の井戸、大土壇 SK5769は A 期から B 期へ移行していく過程において、不要となった道具をすてたごみ捨て穴とみなせよう。

B 期 奈良時代後半の後期。東西棟 SB5753を正殿とし、南北棟 SB5752・5754、東西棟 SB5756・5757の4棟を西側の脇殿群として配する。SB5756をのぞくこの時期の正殿およ

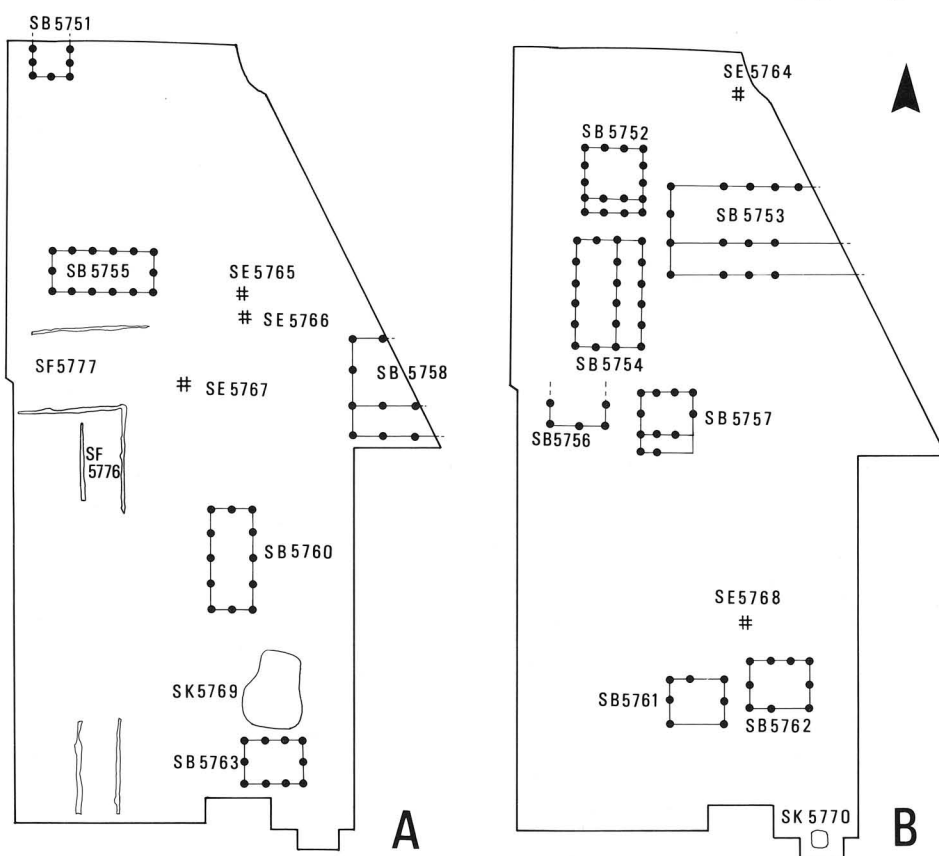


fig.34 遺構変遷図

び3棟の脇殿は、いずれも正面側に庇をとめない、しかも庇の出が身舎梁行柱間よりもながい、という共通点がある。この中心建築群からやや離れた南側には、庇のつかない3間×2間の東西棟SB5761・5762という2棟の附属舎を設ける。建築以外では、底に曲物をすえる井戸SE5764・5768、帯金具の出土した土壙SK5770がこの時期に属する。

遺構の性格

当該地は、平城宮朱雀門の門前ともいえる平城京の一等地である。しかし、発掘調査によって出土した遺構は、その一等地としての特性を必ずしも反映するものではなかった。むしろ、一等地としての期待をいくぶん裏切るものであったという表現のほうが適切かもしれない。その理由は、近隣の条坊との比較によって、より鮮明にえがきだされよう。とりあえず、長屋王邸宅と比較するのがてっとり早い。当該地に隣接し、同じ平城京の一等地とはいえ、いくぶん平城宮から離れた左京三条二坊一・二・七・八坪に広大な屋敷をかまえる長屋王の邸宅跡では、周知のように、規模の大きな掘立柱建物が濃い密度で配置され、建替えも頻繁におこなわれてきた事実が確認されている。それに対して、本発掘区でみつかった13棟の建物は、SB5753・5758というA・B両期の正殿をのぞくと、平面規模・柱穴ともに規模がはなはだ小さい。また、総数わずか13棟という棟数が端的に示すように、建築遺構の分布密度はきわめて希薄で、建替えもわずか2時期しかおこなわれていない。

以上の対比的状況からして、当該地が長屋王に匹敵するような上級貴族の邸宅であった可能性はほとんどない、といえよう。要するに、上級貴族がかように貧弱な住宅に住んでいたはずはないのである。

とすれば、用途比定の選択肢として残されるのは、中下級階層の貴族住宅か官衙的施設かのどちらか、ということになる。しかし、前者とは考えにくい。朱雀門門前の広大な一等地に、地位の低い貴族が単独で屋敷をかまえることなど、ありえないからである。

したがって、本発掘区の遺構は、官衙的施設とみるのが最も妥当であろうと思われる。ただし、官衙とはいっても、平城宮内で近年発掘されている式部省・兵部省などの遺構とくらべれば、その建築的施設はあまりにも貧相であり、ランクとしては二官八省とはいささか隔たりのある、中級以下の役所であったとみなさなければなるまい。

さて、当該地は、平安京においては「大学寮」が、唐の長安城においても大学寮に相当する「国子監」がおかれた区画であることが知られ、本発掘区においても「大」と記された墨書土器や、下級役人が身につける銅製帯金具が出土しており、ここが平城京の大学寮であった可能性がある。もちろん以上の発掘資料のみから、この一画を大学寮と断定することはできないが、また、それを完全に否定することができないのも事実であろう。

これについて、遺構の面からも若干の検討をくわえておきたい。まず、本発掘区の遺構は、上述のように、さほどランクの不高くない官衙的施設であった可能性が大きく、それは、中下級官人養成のための大学寮の地位・性格と矛盾するものではない。

つぎに、建築配置についてだが、天保十一年（1840）刊の内藤広前『大内裏図』にふくまれる「大学寮図」と比較してみたい。この指図は、裏松固禅の『大内裏図考証』（1797）などにもとづき、平安京大学寮の全体平面を復原したものである。北は二条大路、南は三条坊門小路、東は壬生大路、西は朱雀大路にかこまれた4町を敷地とし、東西に3等分した東側の2ブロックをさらに小規模の子院にわけ、主要殿舎を集中配分している。殿舎配置は、いずれも正殿と両側の脇殿が対称コ字形に配されたもので、「本寮」・「明経堂院」・「算道院」・「明法道院」では正殿と両脇殿を翼廊風の回廊でつなぐが、北側の「都堂院」・「廟」では回廊をもうけない。

一方、本発掘区の場合、A・B両期ともに、中心施設群の西半が検出されたのみで、正確な配置が確認されたわけではないが、正殿と脇殿が対称コ字形配置をとっている可能性は十分ある。ただし、回廊状の遺構はまったく認められなかった。また、A・B両期とも、中心施設群の南側に、大量の土器をとまう大きな土壌と雑舎群が存在し、厨房的機能をもつ領域とも推定されるが、この配置は「大学寮図」における「本寮」と「厨」の位置関係に対応しているという見方も可能であろう。

以上のように、本発掘区の遺構は、大学寮の地位・性格と対応し、中心施設群の配置および中心施設群と「厨」との位置関係に、「大学寮図」との類似性がみいだされる。もちろん、回廊の有無・建物本体の平面・築地塀の有無など、「大学寮図」とは異なる点もすくなくないが、この復原図の対象が平安京大学寮であることや、考証そのものが決定的ではないことなども斟酌する必要があるだろう。

結論をまとめるならば、本発掘区の遺構は、とりあえず「大学寮」であるための必要条件を満たしたものと位置づけてさしつかえなからう。もっとも、それはけっして十分条件ではない。大学寮とほぼ同じランクの、べつの役所である可能性も十分残されているのである。

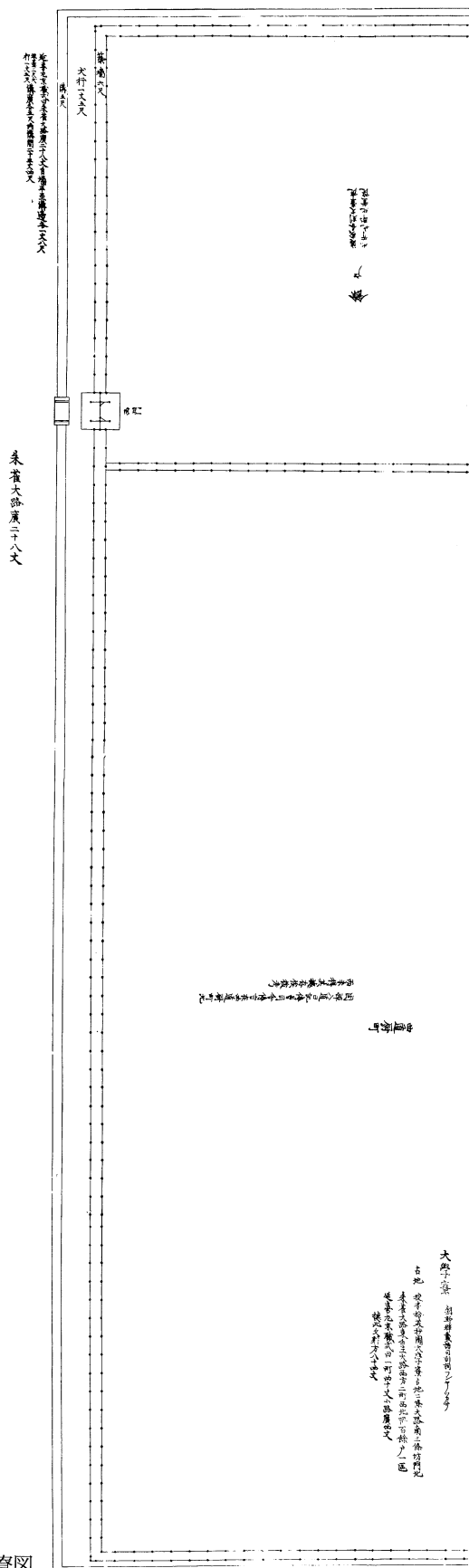
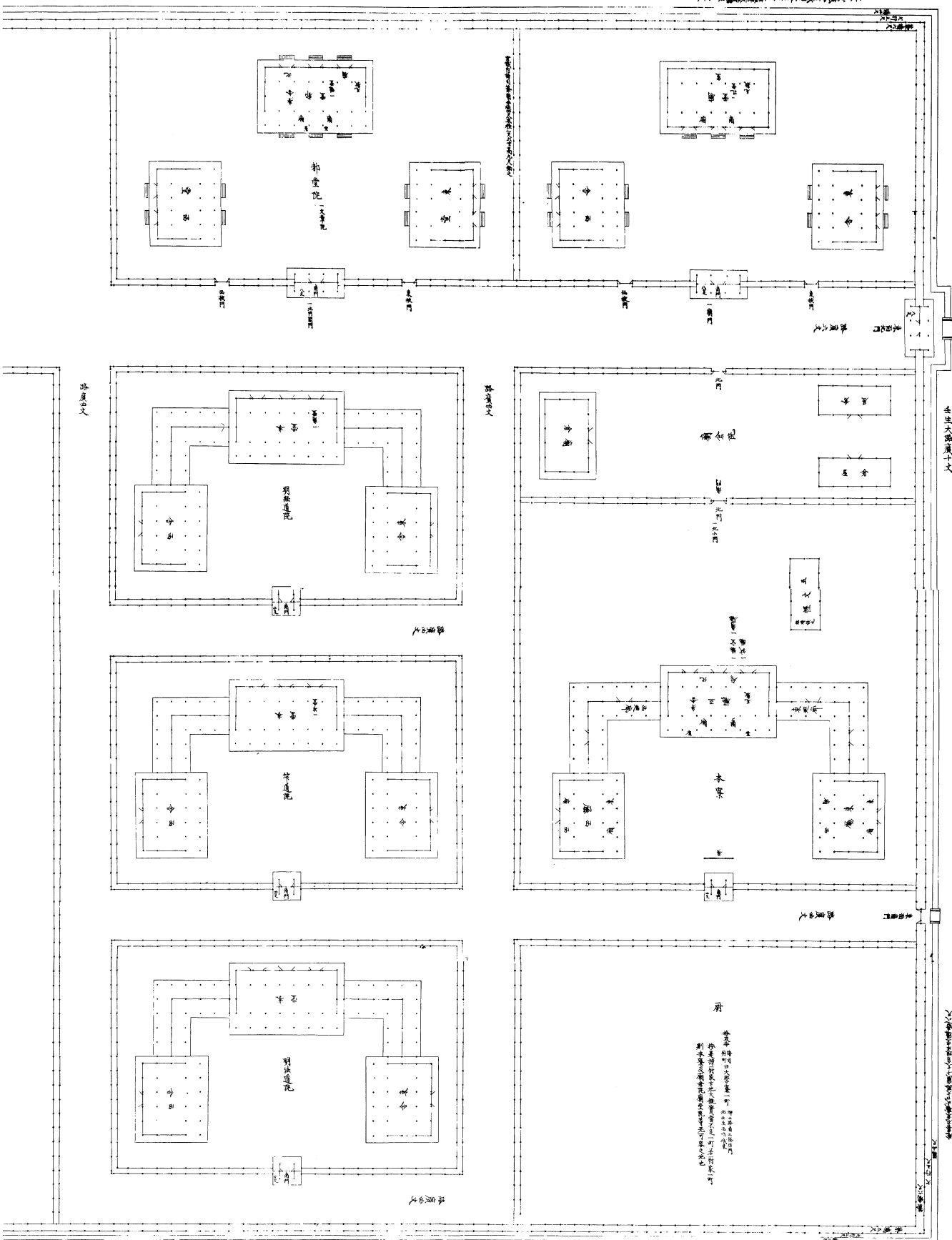


fig.35 大学寮図

法華寺之圖



法華寺之圖

法華寺之圖

法華寺之圖

3 史料からみた平城京の宮外官衙

IV-2で述べたように、本遺跡の遺構は密度も低く、また建て替えも頻繁ではない。貴族の邸宅とすれば、宮前面（南辺）の一等地という場所からみて、長屋王（左京三条二坊一・二・七・八坪に居住）と同等もしくはそれ以上の住人を考えるのが自然であるが、遺構はそのような想定を行なうには貧弱と言わざるを得ない。むしろそれほど格の不高くない官衙を想定するのが無難であろう。2時期とも正殿と脇殿風の建物で南に開くコの字型の建物配置をとると想定される点も、そのような推定に有利である。

一方、墨書土器の内容からもここは官衙である可能性が高い。最も注目すべきは大土壌SK5769から出土した「厨」と書かれた墨書土器である。南部の井戸SE5768出土の「米」や南端の方形土壌SK5770出土の「飯」もこれと一連の内容で、調査区南端部は、SK5769出土の大量の土器がそれを示すような食物の貯蔵、および調理を行なう厨の空間が広がっていたとみられる。

「厨」ないし「某厨」と記す墨書土器は全国的には決して珍しくはないが、郡家など地方官衙に関わると考えられるものが多い。平城京内出土の墨書土器の事例としては、左京三条二坊一坪から「官厨」3点、左京三条二坊八坪北側の二条大路上に掘られた溝状土壌SD5100から「中衛府厨」「中衛厨」各1点、「厨」1点などがある。官厨は太政官の厨

釈文	器種	器形	記載位置	調査回数	遺構	出典
厨 						

tab.4 平城宮・京出土「厨」銘墨書土器一覽

出典覧のI、IIは、奈良国立文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成』I、『同』IIを、また、*は奈良国立文化財研究所『平城京長屋王邸宅と木簡』（1991年1月、吉川弘文館刊）付表2「墨書土器一覽」を示す。

を指すとみられ、また SD5100出土の木簡群（SD5300、SD5310の木簡群とともに二条大路木簡と総称）には官衙的色彩が強く、平城京内においても「厨」は官衙に関わるとみてよいであろう。

ちなみに、平城宮内からは多数の「厨」の銘のある墨書土器が出土している。「兵厨」「兵部厨」（以上、兵部省の厨）「民厨」（民部省の厨）「中厨」（中務省の厨か）「女孀厨」（後宮十二司の厨か）など官司名を明記するものもあるが、単に「厨」とするのが一般的である。他官司と食器を共用することが少なかったためであろうか。なお、奈良時代後半の兵部省や式部省の全容は既に発掘調査で明らかになっているが、そこには厨に相当する空間や井戸がないことがわかっている。「兵厨」などが実際にどこにあったかは残された大きな課題となっている。

さて、本遺跡が宮外に置かれた何らかの官衙であるとする、具体的にいかなる官衙が想定されようか。そこで次に、平城宮外にあった中央官衙（以下、宮外官衙と称する）を整理しておくことにしたい。⁽³⁾

〈1〉 役所の性格からみて宮外官衙と想定されるもの

左右京職 左右京の行政をつかさどる役所である。左京職は左京に、右京職は右京にあったとみてよい。藤原京では出土木簡などから右京七条一坊西北坪（平城京では宮南面の右京三条一坊八坪にあたる場所）を右京職とみる見解があり、平安京では左京職は左京三条一坊三町、右京職は右京三条一坊三町を占めていた。平城京では不明とせざるを得ないが、左京五条二坊十四坪で見つかったコの字型配置をとる一坪占地の遺構（但し、奈良時代後半）を左京職に充てる見解もある。⁽⁵⁾

東西市司 東西市を管理する役所で、東市司は左京職の、西市司は右京職のそれぞれ被管である。東市は左京八条三坊五・六・十一・十二坪、西市は右京八条二坊五・六・十一・十二坪にあったことがほぼ確実で、市司もその区画内、ないしその近辺にあったとみてよい。なお、平安京の東市は左京七条二坊三・四・五・六町、西市は右京七条二坊三・四・五・六町にあり、それぞれ周囲に八町分の市町が付属していた。平城京では市町が存在したという明証はない。

〈2〉 文献史料から推定される宮外官衙

皇后宮職 皇后付きの家政機関に相当する役所である。『続日本紀』天平2年正月辛丑(16日)条に「晩頭皇后宮に移り幸す。」とあり、「幸」は天皇が宮城外の施設へ出る際の表記であるから、ここに見える聖武天皇の皇后光明子の皇后宮は宮外にあったことがわかる。具体的には、『続日本紀』天平17年5月戊辰(11日)条に見える光明子の旧皇后宮を宮寺（法華寺）に改めたとの記事から、法華寺の地に比定できよう。従って、その事務をとる機関である皇后宮職もその近辺における所在が想定される。なお、宮寺への建て替え後の皇后宮の所在は不明であり、従って皇后宮職の位置も不明とせざるを得ない。

なお、第129次調査で宮東半部の基幹排水路 SD2700から皇后宮職少属川原蔵凡の名が

近から出土したことがその主な根拠であり、その場合平安京では穀倉院を右京三条一坊に置いたため、大学寮をこれと対称の位置の左京三条一坊の地に移したと考えることができる。⁽¹³⁾

二条大路北側溝 SD1250は朱雀門の前で一旦途切れる⁽¹⁴⁾ので、この木簡が左京三条一坊北側の壬生門付近から西へ流れてきたとは考えられない。従って、廃棄場所の近傍に大学寮を考えると、右京説にやや有利ともいえそうである。しかし、平安京の大学町（右京二条二坊六町）と大学寮の位置関係が平城京においても当てはまるとすれば、通勤・通学途上に⁽¹⁵⁾掲示したとみることもでき、また長安城から平城宮、平安宮へとという流れからみると、平城京において大学寮を敢えて右京に移した積極的な根拠は見あたらないので、文献史料からは左京か右京か断定する決め手はないと考えるのが穏当であろう。

大蔵省 諸国から送られてくる調、及び布・綿など軽貨の庸の保管・管理にあたった役所で、その曹司及び倉院は、平城宮の北方、松林苑との間にあった。⁽¹⁶⁾『続日本紀』宝亀3年6月己卯(30日)条や同宝亀7年9月甲戌(20日)条に「大蔵省に幸して」云々とあるので、宮外官衙の一つとしてよい。なお、平安宮においては、宮が平城宮より北へ二町分拡張されているので、ほぼ同位置に立地する大蔵省は宮内に取り込まれている。

喪儀司 喪葬及びその用具の保管・管理にあたる役所で、『西大寺資財流記帳』の記載から、西大寺の東北隅の右京一条三坊一坪にあったことが知られている。恐らく西大寺造営以前からの占地であろう。

太政官厨家 平城宮におけるその実態は明らかではないが、左京三条二坊一坪（旧長屋王邸西北隅の坪）から「官厨」と記された墨書土器が3点出土しており（tab. 4 参照）、奈良時代後半にこの地に太政官厨家が営まれたことが推定される。なお、長岡京の太政官厨家は出土木簡から左京二条二坊六町にあったことが推定されており、⁽¹⁷⁾また平安京では左京一条二坊五町にあったことが知られている。

民部省廩院 米・塩などの重貨の庸の保管・管理にあたった民部省の倉である。⁽¹⁸⁾平安宮では宮東南隅近く、民部省の東にあったことが知られているが、平城宮では民部外司とみえる官衙がこれに相当し、宮内にある民部省に対し、京内にあるために「外」の呼称を付して呼んだのであろう。その位置については、『続日本紀』天平17年5月乙亥(18日)条に見える「松林倉廩」、同天平神護2年2月丙午(20日)条に見える「松原倉」をこれに充て、平城宮北方に推定する見解がある。⁽¹⁹⁾

式部省外曹司 平城宮南面大垣北雨落溝 SD4100から出土した墨書土器に「式部外曹司進」と記したものがあ⁽²⁰⁾る（奈良国立文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成』I、801号）。「式部外曹司」は宮「内」の式部省の本司に対する「外」と考えられるので、式部省が京内に部局を置いていたことが想定されよう。宮内の式部省は、位置の移動はあるものの、奈良時代を通じて南面大垣内側の宮東南部に立地している。⁽²¹⁾この墨書土器は宮内から出土したものであるから、式部省外曹司から送られてきた木簡を見ながら、式部省の官人が土

器に習書したものと考えられよう。

その他 宮衛令集解開門条古記には、衛士を配して警備する場所の中に「大蔵・内蔵・民部外司・喪儀・馬寮等」を挙げている。このうち大蔵省、民部外司、喪儀司は宮外にあった官司であることが明らかである。宮内の官衙を衛士が警備するのは自明であって、古記が敢えて衛士の警備区域であることを述べるこれらの官衙は、いずれも宮外官衙であろうとする見解⁽²²⁾（これらがいずれも広い意味ではクラの区画を有する物品の保管官司であるとの指摘も注目に値する）は妥当なものと思われる。よって、内蔵寮と馬寮もまた宮外官衙の一例に挙げることができよう。

なお、平安宮においては、以上の他に、穀倉院、囚獄司、東西囚獄、検非違使庁、木工寮、施薬院、左右衛門府、織部司などが宮外にあったことが知られている（裏松固禪『大内裏図考証』など参照）。

以上平城宮における宮外官衙を一つ一つ検討してきたが、それでは左京三条一坊七坪にあった可能性のある官衙はいずれであろうか。倉庫群は見つかっていないから、倉庫を伴う保管官司の可能性は低い。さらに坪の所在位置を勘案すると、可能性のあるのは左右京職、及び大学寮であろう。左右京職の建物配置は不明であるから、当該坪の調査成果と復原されている平安京の大学寮の建物配置が類似することは、あくまで大学寮であることの必要条件を満たしているといえるに過ぎない。しかし、奈良時代前半の遺構が希薄であることは、奈良時代中葉以降に機構の整備が進む奈良時代の大学寮のあり方とも合致し、現時点では文献、調査成果の両面から、本遺跡が大学寮の一郭である蓋然性は高いとみてよいであろう。

註

- (1) 渡辺晃宏「二条大路木簡」(『奈良国立文化財研究所年報 1990』、1991年3月) 参照。
- (2) 兵部省については奈良国立文化財研究所『1990年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(1991年6月)に、また式部省については同『1992年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(1993年6月刊行予定)にそれぞれ調査成果のまとめがある。
- (3) 平城京において発掘調査によって宮外官衙の可能性が考えられている場所には次のような例がある。1) 左京二条二坊十二坪(奈良市教育委員会『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』、1984年3月)、2) 左京三条一坊十五・十六坪(奈良国立文化財研究所『1992年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』、1993年6月刊行予定、所収)、3) 左京五条一坊一坪(奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書(昭和59年度)』、1985年3月、70～88頁)、4) 左京五条二坊十四坪(奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書(昭和54年度)』、1980年3月、1～50頁)。なお、奈良国立文化財研究所『平城京左京四條二坊一坪』(1987年3月)Ⅳ-2官衙か宅地か、には、瓦葺建物の存在の有無を主たる根拠にした宮外官衙か宅地かの分析がある(執筆は上野邦一氏)。
- (4) 橋本義則「奈良・藤原京跡」(『木簡研究』14、1992年11月)、26～28頁。
- (5) 山本忠尚「地方官衙の遺跡」(坂詰秀一・森郁夫編『日本歴史考古学を学ぶ』(上)、有斐閣選書880、1983年10月、有斐閣刊)、176、177頁。遺構の詳細は、註(3)の4)前掲書参照。
- (6) 鎌田元一「文献史料からみた恭仁宮」(加茂町教育委員会『史跡山城国分寺跡保存管理計画

策定報告書』、1988年3月)、17～19頁。但し鎌田氏によれば、「幸」と「御」の使い分けは記事筆者の視点の違いによるのであり、「御」と表記する場合には必ずしもその殿舎・施設が宮内にあったことを示すものではないという。

- (7) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』15、1982年5月、35頁。『木簡研究』3、1981年11月、140頁にも紹介がある
- (8) 平城京東二坊二条大路の土壌SD5300から出土した木簡と墨書土器との関係が参考となる(『木簡研究』13、1991年11月、8頁)。
- (9) 東野治之『木簡が語る日本の古代』(岩波新書(黄版)231、1983年5月、岩波書店刊)、182～186頁。
- (10) 但し、一・二・七・八町の四町占地であるのか、七・八町の二町占地であるのかは明確ではなく(裏松固禪『大内裏図考証』参照。京都市編『京都の歴史』第1巻 平安の新京、の別添地図は二町説をとる)、平城京の大学寮の位置を考える際の障害ともなっている。
- (11) 岸俊男『難波宮の系譜』(『京都大学文学部研究紀要』17、1977年3月。のち、岸俊男『日本古代宮都の研究』、1988年11月、岩波書店刊、に再録、348頁)。
- (12) 今泉隆雄「告知札と大学寮」(『奈良・平城京跡』『木簡研究』4、1982年11月)、19頁、岸俊男「盗まれた馬」(「古史寸考十二題」9、岸俊男『古代宮都の探求』、1984年5月、塙書房刊)、42～46頁、鎌田元一、註(6)前掲論文、18頁。このうち、今泉・鎌田両氏は四坪占地説、岸氏は二坪占地説をとる。
- (13) 岸俊男、註(12)前掲論文、43頁。但し、ここでは何坪占地かの言及はない。
- (14) 奈良国立文化財研究所『1989年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(1990年6月)、Ⅱ－1朱雀門の調査(1)、8、9頁。
- (15) 鬼頭清明『木簡の社会史－天平人の日常生活』、1984年6月、河出書房新社刊、126～128頁。
- (16) 岸俊男「難波の大蔵」(大阪市文化財協会『難波宮址の研究』7 論考編、1981年3月。のち、岸俊男、註(11)前掲書に再録、420～428頁)。
- (17) 向日市教育委員会『長岡京木簡』1、解説(1984年10月)、第3章 5 太政官厨家と木簡(執筆は今泉隆雄氏)、97～107頁。なお、ここは長岡京の新条坊呼称に従うと、左京三条二坊八町であり、平城京における太政官厨家推定地に近接した位置となる。
- (18) 民部省廩院については、佐藤信「民部省廩院について」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻、1984年9月、吉川弘文館刊)参照。
- (19) 岸俊男、註(16)前掲論文(註(11)前掲書、425～427頁)。
- (20) 北村優季「平城宮の『外司』－令集解宮衛令開門門条古記をめぐる」(『山形大学史学論集』8、1988年2月)、49頁。
- (21) 奈良国立文化財研究所『1992年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(1993年6月刊行予定)、式部省東官衛の調査の項参照。。
- (22) 北村優季、註(20)前掲論文、51～53頁。

4 結 語

平城京においてはこれまで、左京を中心として都市開発にともなう事前調査が数多く行われ、長屋王邸宅跡の発見をはじめとする、数多くの成果をあげている。今回の調査は、宮近くにおける京の調査の中でも、宮の前面地区、左京三条一坊における調査として注目された。

調査の結果、奈良時代後半の掘立柱建物・井戸・土壇などの遺構を検出し、土壇・井戸などから、土器を中心とする大量の遺物の出土を見た。

遺構はA・Bの2時期に区分される。いずれの時期も、南に底を持つ東西棟の掘立柱建物を正殿とし、西側に脇殿群を伴う構成となる。正殿の北には井戸を配する。正殿域の南には、大形で遺物を多く含む土壇と小形の掘立柱建物で構成される別の区画がある。特にA期にあっては、坪内を2条の道路によって区画している。

A期はSE5767やSK5769出土遺物が、平城宮土器編年Ⅲ期の新段階に位置付けられ、B期では、SE5765やSK5770の出土遺物が、平城宮土器編年Ⅳ期以降に位置付けられる。A期を奈良時代後半、B期を奈良時代の後半から末と考えることができよう。

これらの遺構群の性格については、Ⅳ章の2と3において、遺構配置と文献史料の両面から考察が尽くされている。遺構配置からは、まず貴族の邸宅という考え方が否定され、京内にあった官衙的施設と考えられた。貴族邸宅の代表例であり、位置的にも近接する長屋王邸と比較すると、建物の建て替えが少なく、密度も低い。さらに下級の貴族邸宅と考えるのは、宮前面という立地からみて不可能である。

京内にあったと考えられる官衙のなかで、位置のはっきりしないものは、左右京職、大学寮、民部省廩院などがあげられる。このなかで廩院は物品の収納を目的とした多数の倉庫の存在を特徴とするところから、当該地の遺構配置にあわない。可能性としては京職と大学寮が残ることになる。平城京の大学寮については直接その位置を知る史料に乏しいが、平安京での位置が、当該地と同じ左京三条一坊の西北部であることが注目される。また天保十一年刊の「大学寮図」では、正殿・脇殿で構成される本寮と、その南に厨が描かれ、今回検出した遺構配置との類似性がみられる。正殿・脇殿と推定される区画の南にある2基の大形土壇からは、「厨」「飯」「米」の墨書土器と、大量の土器群、それも貯蔵形態が目立つといった結果が得られている。この土壇と小形掘立柱建物を厨と推定するうえの根拠となり得る。

今回の調査では、当該地を大学寮とする木簡などの直接的な証拠は発見されなかった。遺構配置や他の都城との比較からその可能性が推定されたにとどまる。既に、今調査の半年後に十五・十六坪で行われた調査で、2坪にわたる官衙的な性格の推定される遺構群が検出されており、今後周辺地区の発掘調査が進めば、この地の性格もより一層明らかになってくるであろう。